

日本大学サッカー部 櫻蹴会(OB会)会則

〒206-0822 東京都稲城市坂浜 1382
スポーツ日大アスレティックパーク稲城サッカーフィールド内
Web: <http://www.nu-soccer.com/>

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、日本大学サッカー部櫻蹴会と称する。

第2条 (目的)

1. 本会は日本大学サッカー部の後援及び支援を目的とし、その活動を通じ、会員相互の親睦を図る。
2. 本会は前条の目的を達成するために下記の活動を目指す。
 - ① 日本大学サッカー部の発展に寄与する活動。
 - ② 会員相互の親睦に寄与する活動。
 - ③ 会員に対する広報活動。

第3条 (事業)

本会は、事務局をスポーツ日大アスレティックパーク稲城サッカーフィールド内に置き、目的達成のために次の事業を行う。

1. 会員名簿・会誌・会報の発行。
2. 日本大学サッカー部への物心両面に渡る指導・援助。
3. 年度事業計画の推進。
4. その他必要と認める事項。

第4条 (会員)

本会は次の会員を以て組織する。

1. 正会員
日本大学サッカー部に4年間在籍し卒業した者。
2. 特別会員
日本大学サッカー部に在籍した者・日本大学及び会員の関係者で本会の目的に賛同し、理事会の決議により推薦された者。
3. 名誉会員 日本大学サッカー部及び本会に特に功績のあった者。
4. 会員の秩序と安全に脅威を与える者及び反社会的勢力および団体に属する者は入会することはできない。

第5条 (役員及び顧問)

1. 本会に次の役員を置く。
 - ① 会長 1名(本会を代表し会務を統括する。)
 - ② 副会長 2名(会長を補佐し、会長不在の際は職務を代行する。)
 - ③ 理事 若干名
 - ④ 会計 1名(会の収支管理を行う)

- ⑤ 会計補佐 2名(会計を補佐)
- ⑥ 幹事長 1名(企画・立案)
- ⑦ 監査 1名(運営体制・会計の監査を行う)

2. 役員の選出

- ① 会長は、総会において選出する。
- ② 副会長は、理事より理事会の同意を得て会長が任命する。
- ③ 理事は、総会において正会員の互選を以て選出する。
- ④ 会計及び会計監査は理事会において選出する。

3. 役員の任期

- ① 役員の任期はいずれも2ヵ年とする。(西暦偶数年の4月から西暦偶数年3月まで)
- ② 任期満了に至るも後任者が就任するまではその任務を継続する。
- ③ 任期満了後の再選・再任は妨げない。
- ④ 理事に欠員を生じた場合は、理事会の推挙により補う。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

4. 解任

役員の中で本会の名誉を著しく損なう行為があったときは、常任理事会で審議理事会の議決により解任することができる。

5. 顧問

顧問は、歴代役員の中から会長が任命する。

第6条 (役員の任務)

役員の仕事は以下のとおりとする。

- 1. 会長は、本会を代表し、会務を統率・掌理する。
- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故のある時はこれを代理する。
- 3. 理事は、理事会を組織し、次の事項を議決する。
 - ① 年度事業計画
 - ② 予算の決議及び決算の承認会則の改廃・改訂
 - ③ 会長の提出した事項
 - ④ 理事の提出した事項
- 4. 理事会は、会長・副会長・理事・会計・会計監査をもって構成する。
- 5. 理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 6. 会計は、事業の執行状況ならびに会計事務を管理する。
- 7. 会計監査は、会計を監査する。
- 8. 顧問は、役員の仕事の支援・相談等の要請がある時、それに応じる。

第7条（理事会の議決）

1. 理事会の議長は、会長が務める。
2. 議決は、出席者過半数の賛否をもって行う。
3. 賛否同数の場合は、議長が採決する。
4. 緊急事項にて理事会を招集する余裕なき事態の時は、会長・副会長が評議し、先行・専決することがある。

第8条（総会）

1. 通常総会は、年に1回（4月～5月）、これを開いて次のことを行う。
 - ① 事業（または活動）報告
 - ② 会務報告
 - ③ 議事
 - ④ 懇談
 - ⑤ その他必要な事項
2. その他必要の場合は、理事会の決議により臨時総会を開催する。
3. 通常総会・臨時総会の集会については、会長より通知する。
4. 議長は、会長が務める。
5. 議決は、出席会員の過半数の賛否をもって行う。
6. 賛否同数の場合は、議長が採決する。

第9条（会計）

1. 本会の経費は、会費・寄付金・利子・雑収入をもってこれに充てる。
2. 会員及び特別会員は会費として以下年額(一口)を入金するものとする。
 - ① 30歳以下 1口 金 1,000円
 - ② 30代以上 1口 金 5,000円
3. 毎年、会費の一部は基本金として別途積み立てる。
4. 基本金は、理事会の決議により決定する。
5. 本会の会計年度は、毎年4月に始まり3月に終わる。

第10条（付記）

1. 本会の会員はその氏名・住所・勤務先に変更があった場合は、その旨事務局に通知するものとする。
2. 本会の面目を汚した会員は、理事会の決議を総会に報告し、除名することができる。
3. 本会の会則を変更する時は、理事会の決議を経た後、総会に提案しその同意を要する。
4. 会員が亡くなられた場合は会として弔意を表す。(生花・花輪を基本として2万円を上限とする)

改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴	改訂者
第1版	1976年7月4日	初版発行	
第1.1版	2005年4月1日	初版一部修正	柴山
第2版	2022年4月1日	第1.1版の見直し及び修正	石橋